

平成 22 年度税制改正（非課税等特別措置）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

府 省 庁 名 国 土 交 通 省

No	9		
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他(都市計画税)		
見直し項目名	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道再生事業を実施する路線に係る非課税措置及び課税標準の特例措置、鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る非課税措置		
見直し内容(概要)	<p>・除外する特例措置の対象</p> <p>不動産取得税 : 新たな事業主体が鉄道再生事業・鉄道事業再構築事業により既存会社から取得した不動産</p> <p>固定資産税・都市計画税 : 鉄道再生事業を実施する路線において、鉄道軌道輸送高度化事業費補助金又は鉄道施設総合安全対策事業費補助(うち鉄道施設の老朽化対策部分)を受けて取得する家屋、償却資産</p> <p>・除外する特例措置の内容</p> <p>不動産取得税 : 非課税</p> <p>固定資産税・都市計画税 : 課税標準 5年間 1 / 4</p>		
関係条文	<p>(不動産取得税) 地方税法附則第 10 条第 8 項、10 項、地方税法施行令附則第 6 条の 16 第 8 項、第 10 項、地方税法施行規則附則第 3 条の 2 の 7</p> <p>(固定資産税・都市計画税) 地方税法附則第 15 条第 54 項、地方税法施行規則附則第 6 条第 89 項、第 90 項</p>		
廃止又は縮減の理由	<p>「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく鉄道再生事業・鉄道事業再構築事業の実施にあたっては、鉄道事業に係る土地や家屋の不動産を譲渡するケースが想定され、この場合に発生する不動産取得税についての非課税措置及び補助金を受けて老朽化した施設や車両等を更新する場合に発生する固定資産税についての軽減措置となる本特例を平成 20 年度に創設した。</p> <p>平成 20 年 10 月 1 日に法律が施行されて以来、福井鉄道及び若桜鉄道の 2 社が鉄道事業再構築事業を実施したが、2 社とも本特例の適用となる、三セク等の新会社に土地や家屋の不動産を譲渡するケースとならず、不動産取得税の特例措置の適用がなかった。</p> <p>また、鉄道再生事業については、制度創設以来実施に至ったケースがなく、鉄道再生事業に係る特例措置(不動産取得税・固定資産税等)の適用はなかった。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本特例を縮減する。</p>		
増収見込額	57	(単位:百万円)	